別記様式(第3条関係)

会議録

日　　時	令和8年8月5日（水）　9時30分～10時00分
会　　場	北広島市役所5階　委員会室
出席委員	川村 裕樹 委員（委員長・副市長)、 小池 隆史 委員、田原　咲世 委員、山美　幹生 委員、 橋本 征紀 委員（企画部長)、大西 康文 委員（建設部長）
欠席委員	なし
施設所管課	土木事務所
事務局	高橋財務部長、花田契約管財課長、田中主査、布施主任
傍聴人	なし
会議次第	1　開会 2　委員長挨拶 3　自己紹介 4　議事 (1) 協議事項　会議の公開について (2) 報告事項　指定管理者制度について (3) 報告事項　スケジュールについて (4) 審議事項　指定管理者募集要項（案）の審査について ・北広島市駐車場 5　その他 6　閉会

1．開会

委嘱書を交付。

次に、事務局より、北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第12条第3項により、会議が成立していることを報告。

2．委員長挨拶

委員長である副市長より挨拶。

3．自己紹介

各委員及び事務局から自己紹介。

4．議事

会議録の署名委員として、小池委員を指名。

(1) 協議事項　会議の公開について

【委員長】

それでは、議事に移ります。まず、議事(1)会議の公開について事務局より、説明をお願いします。

【事務局】

会議の公開・非公開の取り扱いについてでございますが、北広島市情報公開条例に基づ

き、会議に諮って決めることとなっております。
事務局としましては、「(2)報告事項　指定管理者制度について」及び「(3) 報告事項スケジュールについて」は、公開した上で行っても差し支えないものと考えておりますが、「(4) 審議事項　指定管理者募集要項（案）の審査について」については、「公正又は円滑な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの、事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずる」ことに該当するものと考え、非公開とすべきものと考えております。
また、10 月に開催予定の選定委員会につきましては、「指定管理者候補者の審査・選定について」が主となり、申請団体が持つノウハウや経営状況、活動状況等に内容が及びますことから、会議冒頭の報告事項の一部を除き、非公開とすべきものと考えております。
このことから、両会議とも、会議の一部を「非公開とすることができる」ものと考えております。
なお、議事録につきましては、要約筆記とし、非公開情報を除き、情報公開の対象としたいと考えております。

【委員長】
ただいま、事務局から会議の公開・非公開につきまして説明がありましたので協議したいと思います。ご意見ございませんか。

（特になし）

【委員長】
それでは、(2)(3)の報告事項までは公開で行うこととし、(4)の募集要項（案）の審査については非公開の取扱いとします。また、10 月に開催予定の選定委員会については、「指定管理者候補者の審査・選定について」の審議事項を非公開とします。
また、議事録につきましては、要約筆記の議事録とし、非公開情報を除き、情報公開の対象とします。

(2) 報告事項　指定管理者制度について
【委員長】
続きまして、指定管理者制度について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】
それでは、指定管理者制度の概要についてですが、委員会資料の資料 1-1 をご覧ください。
「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に平成 15 年 9 月に地方自治法の一部が改正されて創設された制度です。
本市では、この指定管理者制度を活用するにあたり、地方自治法の規定に基づき、平成 17 年に参考資料 1-1 の「公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」を制定するとともに参考資料 1-2 の「指定管理者制度活用の基本方針」を策定いたしました。また、平成 20 年には参考資料 1-3 の「指定管理者指定手続事務取扱要綱」を策定し、指定管理者の募集方法や選定方法、指定期間、業務内容、利用料金等について規定し、本制度を活用してきているところです。
資料 1-1 では、以下、基本的な考え方が記載されているほか、「条例」、「制度活用の基本方針」、「取扱要綱」につきましては参考資料 1-1 から 1-3 に掲載しておりますが、本日は説明を割愛させていただきます。
以上、簡単ではありますが、「指定管理者制度の概要」についての説明を終わらせてい

ただきます。

【委員長】
ただいま、事務局から指定管理者制度の概要および基本方針の変更点を中心に説明がありましたが、確認事項等ございませんか。

（特になし）

(3) 報告事項　スケジュールについて
【委員長】
続きまして、スケジュールについて、事務局より、説明をお願いします。

【事務局】
お配りしています「資料 1-2」の「令和 8 年度指定管理者選定スケジュール」をご覧ください。
本日の審議により、市営駐車場の募集要項についてご審議いただき、決まりましたら、募集要項についての最終確認を行い、市ホームページ、新聞、広報誌等で指定管理者の募集を開始いたします。なお、受付期間については 8 月 27 日から 9 月 25 日までの 30 日間を予定しています。
応募の申請が出そろいましたら、所管課で内容を点検の上、日程については、現時点では 10 月中旬から下旬に 1 回開催する予定としています。なお、選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションを実施し、委員の皆様に審査・採点をしていただき、候補者を選定していただきます。
候補者の選定後、準備でき次第、「指定管理者の候補者」となった旨の選定結果の通知を応募者に行います。
指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要なことから、12 月の第 4 回定例会に提案し、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。なお、
その後、候補者に対して指定通知を行い、協定の締結し、周知のための告示を行います。
以上がスケジュールの説明となります。

【委員長】
ただいま、事務局から指定管理者の協定締結までの大まかな流れについて、説明がありましたが、確認事項等ございませんか。

（特になし）

(4) 審議事項　指定管理者募集要項（案）の審査について【非公開】

５．その他
【委員長】
次に、次第の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

【事務局】
次回の委員会についてですが、事業者からのプレゼンテーション及び審査・採点を予定しており、10 月中旬から下旬に 1 回開催する予定としております。詳しい日時につきましては、後日改めて調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆さまにお配りしている、「資料のファイル」についてですが、本日一度回収させて頂き、次回の委員会で候補者からの申請書等の資料を加えまして、再度事前にお渡しいたします。

【委員長】
事務局から説明がありましたが、次回委員会の開催日程につきましては、後日改めて調整させていただくということでよろしいでしょうか。

～（全員了承）～

６．閉会

【委員長】
ほかに何かなければ、これで第 1 回北広島市指定管理者候補者選定委員会を終了いたします。